

宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)の正誤表

令和4年2月

正	誤
<p>I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方 (略)</p> <p>このほか、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の防止のための対応も含め、<u>外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(外為法)</u>や<u>国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)(国際テロリスト財産凍結法)</u>をはじめとする国内外の法規制等も踏まえた体制の構築が必要である。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方 (略)</p> <p>このほか、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の防止のための対応も含め、<u>外国為替及び外国貿易法(外為法)</u>や<u>国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(国際テロリスト財産凍結法)</u>をはじめとする国内外の法規制等も踏まえた体制の構築が必要である。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 (略)</p> <p>こうしたモニタリング等を通じて、本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、報告徴求・<u>是正命令</u>等の法令に基づく行政対応を行い、宝石・貴金属等取扱事業者の管理体制の改善を図る。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 (略)</p> <p>こうしたモニタリング等を通じて、本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、報告徴求・<u>業務改善命令</u>等の法令に基づく行政対応を行い、宝石・貴金属等取扱事業者の管理体制の改善を図る。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>III-5 職員の確保、育成等</p> <p>マネロン・テロ資金供与リスク管理体制の実効性は、各店舗や営業・製造・加工といった<u>事業部門等</u>の職員がその役割に応じた専門性・適合性等を有し、経営陣が定めた方針・手続・計画等を的確に実行することで確保されるものである。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>III-5 職員の確保、育成等</p> <p>マネロン・テロ資金供与リスク管理体制の実効性は、各店舗や営業・製造・加工といった<u>事業部門</u>の職員がその役割に応じた専門性・適合性等を有し、経営陣が定めた方針・手続・計画等を的確に実行することで確保されるものである。</p> <p>(以下、略)</p>

備考 (略)は本正誤表においての省略を表す。